

全建事発第 104 号
平成 28 年 2 月 18 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、このたび国土交通省 土地・建設産業局 建設業課長より、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に対し通知を行った旨、通知がありました。

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部事業企画課 川上
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

国土入企第18号
平成28年2月17日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで、地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

今般、より一層の施工時期等の平準化を図る観点から、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関して、地方公共団体において契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であることなどについて、別紙のとおり各都道府県及び政令指定都市に通知しておりますのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いいたします。

総行行第41号
国土入企第17号
平成28年2月17日

各都道府県総務部長・土木部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長・土木局長
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

施工時期等の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善にも資することから、これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け総行行第231号・国土入企第14号）や「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行行第19号・国土入企第15号）等で債務負担行為の活用などにより取り組むよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき要請してきたところです。

既に一部の地方公共団体においては債務負担行為の活用などによる施工時期等の平準化に取り組まれているところですが、各地方公共団体におかれましては、下記の措置を講ずるなどにより、より一層の施工時期等の平準化に取り組んでいただくようお願いします。

なお、国土交通省においては、これまで単年度で要求することとしてきた一部の工事について国庫債務負担行為により2箇年契約とすることに加え、別添1及び別添2のとおり施工時期等の平準化に向けて計画的な事業執行に取り組むこととしておりますので、参考にして下さい。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をよろしくお願いします。

記

1. 計画的な発注の推進

年度当初に事業が少なくなることや、工事完成時期や調査・設計等の業務の履行期限が年度末に過度に集中することを避けるため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注に努めること。

なお、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができることとあり、契約初年度に支出を要さない債務負担行為（いわゆる「ゼロ債務負担行為」）を設定して事業を実施することも可能であること。

2. 適切な工期の設定

工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、特に以下に留意の上、工事施工に必要な日数を確保するなど適切に設定すること。

- (1) 同工種の過去の類似実績を参考に、必要な日数を見込むこと。
- (2) 降雪期については、作業不能日が多いなど工事に要する期間が通常より長期になることから、必要な日数を見込むこと。
- (3) 年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込むこと。

3. 余裕期間の設定

余裕期間については、柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などの確保に資するものであり、工事の性格等を踏まえて適切に設定すること。

4. 工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応

- (1) 複数年度にわたる工期や業務の履行期間を設定する必要がある場合は、債務負担行為等を適切に活用すること。
- (2) 工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じたことから、適切な工期を設定した結果、年度内に支出が終わらない場合には、繰越制度を適切に活用すること。